

北海道税条例の一部を改正する条例案の概要

総務部財政局税務課

項 目	内 容	備 考
1 改正の趣旨	<p>地方税法の改正に伴い、不動産取得税、自動車取得税及び軽油引取税について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行う。</p> <p>-----</p> <p>【必要性・背景】</p> <p>平成30年度の地方税制改正のうち、平成29年度末で適用期限が切れる税負担軽減措置等で直ちに対応する必要がある項目等について北海道税条例を改正しようとするものである。</p>	
2 改正の内容	<p>(1) 不動産取得税</p> <p>① 個人が耐震基準不適合既存住宅を取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該住宅の用に供する土地の取得に対して税額を減額する特例措置の創設。</p> <p>② 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>③ 新築住宅特例適用住宅の用に供する土地に係る減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する（2年を3年又は4年）特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>④ 住宅及び土地の取得に係る税率を3%（本則4%）とする特例措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>⑤ 宅地建物取引業者が取得する一定の買取再販事業に係る中古住宅の敷地の用に供する土地について減額する特例措置の創設。</p> <p>⑥ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長する。</p> <p>(2) 自動車取得税</p> <p>① 自動車取得税の免税点を50万円（本則15万円）とする特例措置の適用期限を1年6月延長する。</p> <p>② 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱防止装置を備えたバス等（新車に限る。）について、取得価額から一定の額を控除する特例措置を見直す。</p> <p>(3) 軽油引取税</p> <p>一定の用途に供する軽油の引取り（船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り等）に係る軽油引取税の課税免除について、適用期限を3年延長する。</p> <p>(4) その他</p> <p>条項ずれの修正等その他所要の改正を行う。</p>	<p>第44条の7③(新)</p> <p>附則第7条の2の5①</p> <p>附則第7条の2の5②</p> <p>附則第7条の3</p> <p>附則第7条の4⑥(新)</p> <p>附則第7条の5</p> <p>附則第8条の2の3</p> <p>附則第8条の2の4</p> <p>附則第8条の2の7</p>
3 施行期日	地方税法改正法の施行日と同日の平成30年4月1日とする。	